

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
5月18日  
(金曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(三件)  
(環境政策課).....一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要  
(環境政策課).....八

解除予定保安林(美祿市)(森林整備課).....〇

保安林予定森林(岩国市)(森林整備課).....〇

道路の区域の変更(道路整備課).....〇

道路の供用の開始(道路整備課).....〇

土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....一

浸水想定区域の指定(河川課).....二

建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定(建築指導課).....二

建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示の一部改正(建築指導課).....三

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課).....三

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....三

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四

教委公告

契約の締結.....四

選管告示

政治団体の名称等.....五

政治団体の異動事項.....五

解散等に係る政治団体の名称等.....六

政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等.....六

資金管理団体の名称等.....一七

政治資金規正法第十九条第三項第一号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等.....一七

個人演説会等を開催することができる施設.....一七



### 山口県告示第二百四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月十八日から同年六月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 永岡鋼業株式会社  
住 所 光市浅江五丁目二三番二一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 永岡鋼業株式会社光工場  
所 在 地 光市浅江五丁目二三番二一号
- 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (t/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
六五	一〇	平成一九、 六、七	平成一九、 六、七	平成一九、 六、七
三	三	断	断	一六時間
備考	「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。			



五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

No. 7 排水口	No. 6 排水口	No. 4 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
				水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
			七	通常	通常	通常
			八、六	最大	最大	最大
			一〇	通常	通常	通常
		一	二〇	最大	最大	最大
			七・一	通常	通常	通常
	〇・五		一五	最大	最大	最大
			検出せず	最大	最大	最大
			二六・七	通常	通常	通常
			三三・六	最大	最大	最大
			二・二	通常	通常	通常
			二・四	最大	最大	最大
				通常	通常	通常
			一〇〇	最大	最大	最大
一〇	二五	四	一五〇	通常	通常	通常
一五	三〇	七		最大	最大	最大

山口県告示第二百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月十八日から同年六月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
 住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場  
 所在地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能力	造			使用の方法	
		工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔	一日当たりの使用時間
五三一口	四一、六〇〇 (N <sup>3</sup> /時)	平成一九、 六、一五	平成二一、 二、一五	平成二一、 二、一六	連続	二四時間 変動なし
"	一八、〇〇〇 (N <sup>3</sup> /時)	"	"	"	"	"
"	一六、〇〇〇 (N <sup>3</sup> /時)	"	"	"	"	"
"	一一、〇〇〇 (N <sup>3</sup> /時)	"	"	"	"	"
"	二一、〇〇〇 (N <sup>3</sup> /時)	"	"	"	"	"
"	三二、〇〇〇 (N <sup>3</sup> /時)	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	六五 (kg/時)	"	"	"	"	"
"	三五〇 (kg/時)	"	"	"	"	"

備考 「五三一口」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃カス洗浄施設及



(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理前	処理後	通 常	最 大	
沈 殿 池	10.5	7	13.3	19.6	40.973
	1.0	0.7	1.9	3.5	55.504
中 和 処 理 施 設	1.2	1	2.1	5.0	130
	1.2	1	2.1	5.0	1280
活 性 汚 泥 処 理 施 設	7	1	10	15	1020
	7	1	10	15	1020

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一 日 当 たり の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	
No. 1 排 水 口	3.9	4.9	472.973
No. 2 排 水 口	2	3	1380

山口県告示第百五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月十八日から同年六月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 山口日本電気株式会社  
住 所 宇部市大字東万倉一九二番地の三
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 山口日本電気株式会社  
所 在 地 宇部市大字東万倉一九二番地の三
- 三 特定施設に関する事項

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種 類	汚 水		水 等		汚 染 状 態		値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
"	二	二	九〇〇	一、〇〇〇	"	"	一〇〇	一五〇	"	一
"	七	九	五八	七〇	"	"	一	五	"	四・四
"	二	二	九〇〇	一、〇〇〇	"	"	一〇〇	一五〇	"	〇・二五
六五	九	〇	八〇	一〇〇	"	"	"	二	"	〇・一
"	七	九	五八	七〇	"	"	一	五	"	四・四
(二基)六五	二	二	九〇〇	一、〇〇〇	二五	三〇	一〇〇	一五〇	一	〇・三

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

種 類	構 造	工 事 着 手		工 事 完 成		使 用 開 始		使 用 の 方 法	
		年 月 日 定	年 月 日 定	年 月 日 定	年 月 日 定	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	動 季 節 的 概 率 的 変 化	
"	"	平成一九八二	平成一九八三	平成一九八〇	平成一九八〇	"	"	"	"
"	"	平成一九七七	平成一九七七	平成一九七〇	平成一九七〇	"	"	"	"
"	"	平成一九七三	平成一九七三	平成一九八二	平成一九八二	"	"	"	"
六五	"	平成一九六五	平成一九六五	平成一九七六	平成一九七六	"	"	"	"
"	"	平成一九七七	平成一九七七	平成一九七〇	平成一九七〇	"	"	"	"
(二基)六五	"	平成一九六五	平成一九六五	平成一九七六	平成一九七六	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	"

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	概季節的変動の要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
有機排水処理施設	鋼板製	二二	長時間ばっ気	連続	二四時間	変動なし	平成一九二五	平成一九一四	平成一九〇九
排水処理施設	鉄筋コンクリート製	一、八六〇	中和還元・凝集沈殿・長時間ばっ気	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)
"	"	九五〇	酸化分解	連続	二四時間	変動なし	平成一九二五	平成一九一四	平成一九〇九
"	"	四	"	連続	二四時間	変動なし			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
	処理後	処理前	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最大
有機排水処理施設	七	一	八・六	八・八	九〇〇	一、〇〇〇	二五	二〇	二	一〇〇	一五〇	一	一五・三五	一八・三五
"	七	一	八・六	八・八	九〇〇	一、〇〇〇	二五	二〇	二	一〇〇	一五〇	一	一〇	一〇
"	七	一	八・六	八・八	九〇〇	一、〇〇〇	二五	二〇	二	一〇〇	一五〇	一	一〇	一〇
排水処理施設	七	二・五	八・六	八・八	七八・二	二〇二・六	"	"	"	六五・五	一九六・七	九八・四	一、六二四・五	一、七五六・五
"	七	一	八・六	八・八	七八・二	二〇二・六	"	"	"	六五・五	一九六・七	九八・四	一、五三三・五	一、六四三・五

"		"	
処理後	処理前	処理後	処理前
"	"	七	二・五
八・六	五・九	八・五	五・八
三〇	五八	一五	一〇五
三五	七〇	二二	一四〇・七
"	二五	二〇	二五
"	三〇	二五	三〇
"	"	"	"
"	一	二	七・七
"	五	三	一六三・三
"	一	二	六三
"	二	五	七三・三
"	八・八	六四・五	五八四・五
"	八・八	七四三・五	六七六・五

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	七	通 常 最 大	通 常 最 大	五〇
"	八・六	通 常 最 大	通 常 最 大	三・三二〇
"	二	通 常 最 大	通 常 最 大	三・五九〇

山口県告示第二百五十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年五月十八日から同年六月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
- 住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場  
所 在 地 周南市晴海町一番一号

- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。



No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	項目		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			変更後	変更前	
"	"	"	七	九、六	排水の汚染状態の値
"	"	"	九、六	三、九	
"	"	"	三、九	四、八	
"	二	"	四、九	四、八	
"	三	"	三	三	
"	五	"	三	五	
"	一〇	"	五	一、二	
"	〇、三	"	一、二	二	
"	〇、六	二、一	二	〇、〇四	
"	〇、〇二	"	〇、〇四	〇、二	
"	〇、〇四	〇、一三	〇、二	〇、二	
"	一	"	五	五	
"	一、三八〇	四七、四三三	四七〇、四三三	六五、二三四	
"	二、六二〇	四七、九七三	六五五、五〇四	六五、二三四	

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

沈 殿 池	種 類	項目		汚水等の汚染状態の値	
		処理後	処理前		
		変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		"	七	一〇、五	
		"	七	"	
		"	九、六	二、八	
		一三、三	一三、七	一三、七	
		一九、六	二〇、五	二〇、五	
		"	一〇	三、五〇〇	
		"	"	五、〇〇〇	
		二二、四	二二、九	二二、九	
		"	"	二〇、二	
		"	〇、一	六、四	
		"	一	一一、四	
		"	"	五	
		四〇、九七三	三八、四三三	四〇、九七三	
五五、五〇四	五一、二三四	五五、五〇四			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	七四	種 類	項目		汚水等の汚染状態の値	
			変更後	変更前		
			変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			"	七	九、六	
			"	九、六	三、七	
			一三、三	一三、七	一三、七	
			一九、六	二〇、五	二〇、五	
			"	一〇	三、五〇〇	
			"	二〇	五、〇〇〇	
			二二、四	二二、九	二二、九	
			"	"	二〇、二	
			"	〇、一	六、四	
			"	一	一一、四	
			"	"	五	
			四〇、九七三	三八、四三三	四〇、九七三	
			五五、五〇四	五一、二三四	五五、五〇四	

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所  
美祢市東厚保町川東字野中一〇〇三の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
農道用地とするため

山口県告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所  
岩国市錦町中ノ瀬字あんごろ五〇九、字葛根尾五一六、八八二、九七六、九七八から九八〇まで、九八二、字か津ね尾五一七、字見附谷五二二、字大本五二二、九四一の二、九四一の五、九四四の一、九四四、九四八、九四九、九七四、字かやノ谷五二四、字かづね尾五三四、字ほふの木尾五三五の一、字蔵周八八一の一から八八一の五まで、字井手ノ奥九三四の一、九三四の二、九三五の一、九三五の二、九三六の一、九三六の二、字瀬戸山九四〇、錦町宇佐郷字ろうのまへ一五四四、一五六二、一五七二の一、一五七二の二、一五七二の七から一五七二の九まで、字一ノ渡せ一五四六、字瀬戸山一五七八の一、字芝ノ瀬戸一五八三、字水上三一五九五の一、一五九五の二
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市錦町中ノ瀬字葛根尾九七八から九八〇まで・字井手ノ奥九三四の一・九三五の一・九三五の二・九三六の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、九三六の二、錦町宇佐郷字ろうのまへ一五七二の一・一五七二の二・一五七二の八・字瀬戸山一五七八の一・字芝ノ瀬戸一五八三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年五月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道  
路線名 四三四号  
道路の区域

区 間	旧 新 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市錦町宇佐字柳ヶ瀬一九二三の五地先から同市錦町宇佐字樋ノ尾一九一七の一地先まで	最狭 八一・五〇	最狭 二五・一〇	(メートル)	七三七・〇	道路改良工 事の完了による。
	最狭 八三・五〇			六四〇・〇	

山口県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年五月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四三四号	岩国市錦町宇佐字柳ヶ瀬一九二三の五地先から 同市錦町宇佐字樋ノ尾一九一七の二地先まで	平成十九年五月十九日

山口県告示第二百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関成

区域の名称	区域の範囲	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
俵山下安田(一)(1)	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
俵山下安田(一)(2)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(3)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(4)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(5)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(6)	次の図のとおり	"

俵山下安田(一)(7)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(8)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(9)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(1)	次の図のとおり	土石流
俵山下安田(一)(2)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(3)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(4)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(5)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(6)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(7)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(8)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(9)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(10)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(11)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(12)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(13)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(14)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(15)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(16)	次の図のとおり	"
俵山下安田(一)(17)	次の図のとおり	"

備考 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市経済建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第二百五十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。

当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所において縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

名河川 の 称	上	区	間
	流	端	
田 布 施 川 水 系			
灸 川	左岸 熊毛郡田布施町大字大波野字国兼一五六九番三地先 右岸 熊毛郡田布施町大字大波野字国兼一五六七番九地先	田布施川への合流点	

山口県告示第二百五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第七条の三第一項第二号及び第六項の規定により、建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 中間検査を行う区域  
山口県の区域（下関市、宇部市及び山口市の区域を除く。）
- 二 中間検査を行う期間  
平成十九年六月二十日から平成二十二年三月三十一日までとする。ただし、同日までに法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請（以下「確認申

請」という。）が行われた建築物については、同日後においても、中間検査を行うものとする。

三 中間検査を行う建築物

平成十九年六月二十日から平成二十二年三月三十一日までの間に確認申請が行われた建築物（法第七条の三第一項第一号に規定する工程をその工事に含む建築物、法第八十五条第五項の規定により知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第十条第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、一の建築物の新築に係る部分が次のいずれかに該当するものについて、中間検査を行う。

- (一) 分譲を目的とする住宅
- (二) 主要構造部が木造である住宅（地階を除く階数が三であるものに限る。）
- (三) 主要構造部が鉄骨造であつて、地階を除く階数が三以下で、かつ、延べ面積が三百平方メートル以上千平方メートル以下の建築物（テナント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十七号）に規定するテナント倉庫建築物を除く。）

四 特定工程

- (一) 木造の建築物にあつては、柱、はり及び小屋組の建て方工事（枠組壁工法の木造建築物にあつては、耐力壁及び小屋組の建て方工事）
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、一階部分の鉄骨の建て方工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

五 特定工程後の工程

- (一) 木造の建築物にあつては、壁の内外装工事
- (二) 鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分を覆う工事
- (三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事
- (四) (一)から(三)までに規定する建築物以外の建築物にあつては、二階の床（地階を除く階数が一である建築物にあつては、屋根）及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

山口県告示第二百六十号

建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示  
(平成十九年山口県告示第九十三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

二及び三中「平成二十二年三月三十一日」を「平成十九年六月十九日」に改める。



(二五〇) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
周南市	平成十七年五月二十四日から平成十八年十月四日まで	周南土地籍図	大字湯野の一部

二 認証年月日

平成十九年五月十八日

(二五一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年七月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年五月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ハローフレズ

代表者の氏名 土屋 建夫

主たる事務所の所在地 萩市大字山田四二七〇番地一

三 定款に記載された目的

障害のある人々に対して、障害者自立支援法に基づき就労継続支援等に関する事業を行い、障害者の自立及び社会復帰並びに福祉の向上に寄与すること。

(二五二) 大規模小売店舗立地法第一条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年五月十八日から同年九月十八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 新山口新幹線名店街

所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 中国S.C.開発株式会社 代表者の氏名 伊藤 勝彦

中国S.C.開発株式会社 広島市南区松原町一番二号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社佐藤商店					

四 届出年月日  
平成十九年五月七日

五 変更年月日  
平成十九年二月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 新山口新幹線名店街  
所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
中国 S C 開発株式会社 広島市南区松原町一番二号 伊藤 勝彦

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
山本 幸市		

四 届出年月日  
平成十九年五月七日

五 変更年月日  
平成十九年四月一日

(二五三) 開発行為に関する工事の完了  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市大字末武上字信常

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
周南市鐘楼町三番一号  
三和土地建物株式会社

一 開発区域に含まれる地域の名称  
熊毛郡田布施町大字麻郷奥字見田

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岩国市玖珂町七六五番地の五  
川原 茂義



公 告  
契約の締結  
次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。  
平成十九年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する廊の名称及び所在地  
山口県立水産高等学校 長門市仙崎一〇〇二

二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
実習船青海丸の中間検査業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

四 落札者を決定した日  
平成十九年三月二十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号

六 落札金額  
三千九百三十七万五千円

七 入札公告日  
平成十九年二月九日

八 その他  
(一) 契約担当者  
山口県立水産高等学校長 原田 剛

- (一) 調達方法
- 購入等
- (二) 落札方式
- 最低価格



山口県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六十二条一項の規定による開示を  
あつた政治団体の名称等、次のとおりとする。

平成十九年五月十八日

山口県選挙管理委員会 選挙 田 邊 印

政治団体の 名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	考 出 日 (年月日)
上岡富士夫後援 会	山田 麻夫	齋屋 政雄	玖珂郡和木町和木2丁 目1番14号		平成19、 4、13
大井哲也後援会	大井 哲也	吉富 孝博	熊毛郡平生町大字曾根 1866の5		" " 10
河藤泰明後援会	若山 榮治	窪田 力三	" " 大字大野 北22の4		" " 2
再生周南の会	中本 溥立	森脇 忠幸	周南市千代田町9番1 号		" " 9
谷川清後援会	勝原 恭二	安森 紘一	美祿郡秋芳町大字秋吉 5265の2		" " 10

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十三条一項の規定による開示を  
あつた政治団体の異動事項は、次のとおりとする。

平成十九年五月十八日

山口県選挙管理委員会 選挙 田 邊 印

政治団体の名称	異動事項	異 動 内 容		考 出 日 (年月日)
		新	旧	
自由民主党秋支部	会計責任者	田坂 泰瀾	松原 満和	平成19、 4、2
井関稔後援会	代 表 者	長田 好夫	関屋 昌三	" " 26
梶山きみのり後援会	事 務 所	長門市東深川 1858の1	長門市仙崎 314の1	" " 24
河合きよ後援会	会計責任者	岡田 順子	岡田 忍	" " 27
	事 務 所	山口市榑木町 5番29号	山口市湯田温 泉1丁目9番 5号	" " 27
河藤泰明後援会	"	熊毛郡平生町 大字大野北41 の1	熊毛郡平生町 大字大野北22 の4	" " 16
河村建夫後援会	代 表 者	若松 輝明	賣豆紀勝彦	" " 2
建青会	会計責任者	藤井 允雄	松原 満和	" " 2
	"	田坂 泰瀾	"	" " "
政経問題研究会	"	杉山 仁志	"	" " "
政治結社志士の會	"	大田 宗照	福田 達也	" " 4
政治結社大日本忠義同志會	"	水津 公彦	井町 勝巳	" " 19
二井せきなり萩後援会	"	田坂 泰瀾	松原 満和	" " 2
日本共産党形岡あきら後援会	事 務 所	周南市大字中 須南2290	周南市辻町1 番11号	" " "
ひえた泰久と歩む会	会計責任者	新美 俊治	岡野 富夫	" " 23
藤井律子後援会	事 務 所	周南市月丘町 4丁目7	周南市秋月1 丁目3番29号	" " 25
	代 表 者	藤谷 光信	内田 光昭	" " 25
藤谷光信後援会	会計責任者	村尾 庄治	藤川 俊雄	" " 2
	"	"	"	" " 2

事務所	岩国市平田6丁目30番5号	岩国市川西2丁目1番10号	
藤本泰也を育てる会	“ 周東町西長野969の3	玖珂郡周東町大字西長野969の3	“ “ “
松尾義人後援会	“ 萩市三見2488の1	萩市三見3378	“ “ 20
柳居俊学後援会俊成会	“ 大島郡周防大島町大字西方1914の1	大島郡西和町大字西方1914の1	“ “ 2
柳居俊学後援会俊和会	“ “ “	“ “ “	“ “ “
夢いきいき後援会	名 称 夢いきいき後援会	夢いきいき団光仙二後援会	“ “ 13
	代表者 国光 仙二	早田 一十	
夢いきいき後援会	代表者 国光 仙二	早田 一十	“ “ 13
事務所	光市大字岩田1003	熊毛郡大和町大字岩田1003	

**山口県選挙区議員会派山口県会派五十七団**

玖珂区選管正派（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により平成十九年四月一日以後、玖珂区選管（選挙区選管を含む。）のため選挙区を設け、又は支団を設けることとなつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年五月十八日

山口県選挙区議員会派本部 栗田 勉 同

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
岩木和美後援会	川口 兼治	岩木 成記	熊毛郡上関町大字長島770	平成18、12、30
川口静雄後援会	川口 静雄	川口 圭子	下関市豊浦町大字宇賀8019	平成19、4、3
河村秀夫後援会	上田 和夫	三宅 靖彦	山口市小郡下郷1235の10	“ 3、31
国広やすこ後援会	国広 康子	森田 愛子	柳井市柳井4268の6	平成17、12、“
近間一義後援会	近間 純栄	田中 勝彦	周南市東山町12番40号	平成18、“
徳本孝二後援会	重宗 昭也	伊藤 秋作	山口市下小郷5027	平成19、3、“

三村真千代後援会	五島 博	魚永 智行	周南市西松原4丁目2番29号	平成18、10、15
山口県看護連盟救支部	山本真理子	柳田 節子	萩市大字椿2093の4	平成19、3、31
山本秀公後援会	村田 敏夫	山本 陽子	山口市徳地堀2745	平成18、11、“

**山口県選挙区議員会派山口県会派五十七団**

玖珂区選管正派（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により平成十九年四月一日以後、玖珂区選管（選挙区選管を含む。）のため選挙区を設け、又は支団を設けることとなつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年五月十八日

山口県選挙区議員会派本部 栗田 勉 同

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
秋本肇寿後援会	中村 康正	吉村 忠義	美祿郡秋芳町大字青景1812
秋山まさる後援会	坪井 正	秋枝 芳男	“ “ 大字秋吉4896
明日の秋芳を考える会	田村 哲夫	田村 俊之	“ “ “
安藤進後援会	五嶋 政行	安藤美代子	“ “ 大字嘉万389
今津一正後援会	磯興 幸治	新本 操	長門市油谷新別名46
近江郁宣後援会	岩本 繁徳	近江 文子	萩市大字椿東2537の2
金崎修三後援会	藤田 秀人	伊藤 健治	長門市仙崎2616の2
佐藤博敏後援会	畦森 孝	荒瀬 順	防府市大字田島3838
佐藤和夫後援会	宮本 和雄	佐藤 清美	長門市日置上2723の1
重田勝利後援会	重田 勝利	井本 健二	山口市小郡下郷2496



周南市の活性化を考える会	佐々木十三男	福田 雅子	周南市松保町6番6号
杉英雄後援会	杉本 望	藤尾 辨次	防府市鑄物師町2番4号
すずお進後援会	向野 治郎	谷村 義彦	下関市伊崎町1丁目1番9号
硯谷篤史後援会	植田 堯人	松永 利明	山陽小野田市大字山川2471
田辺ときお励ます会	仁玉頭 実	村田 正雄	山口市小郡下郷461の3
野の花会(清永正勝後援会)	石井 徳平	持田 宏悦	周南市花陽2丁目4番10号
野村正夫後援会	野村 正夫	野村 正夫	長門市西深川1545
野村幹男後援会	持光 孝人	野村 敏介	山口市鑄銭司1315
浜戸信充後援会	加藤 久人	浜戸多津子	大島郡周防大島町大字久賀2701の4
林せつこの会	坂本 輝彦	松尾 理果	光市大字三輪1988の3
ふくだ恵一郎後援会	宮本 昌治	福田 雅子	周南市松保町6番6号
藤井かつこ後援会	藤井 博	藤井 博	岩国市周東町下久原1344
ましの洋樹後援会	藤本(ハツ)ノ	増野 礼子	熊毛郡平生町大字佐賀2112
村重数美後援会	土川 弘	村重 灌雄	玖珂郡和木町和木1丁目7番11号
わたなへ博通後援会	河村 義正	渡辺 信夫	山口市徳地八坂1223

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年五月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	備考(届出年月日)
		名	称		
藤谷 光信	山口県議会議員	藤谷光信後援会	岩国市平田6丁目30番5号	藤谷 光信	平成19、4、2

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による届出があつた回項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十九年五月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 栗田 豊 臣

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考(届出年月日)
		名	称	
川口 静雄	下関市議会議員	川口静雄後援会	下関市豊浦町大字宇賀8019	川口 静雄 平成19、4、9
園広 康子	柳井市議会議員	園広やすこ後援会	柳井市柳井4288の6	園広 康子 " 3、30

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第四号)第六十一条第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催するに必要となる施設は、次のとおりである。

平成十九年五月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

名	称	所在地	指定年月日
蒲野農村環境改善センター	大島郡周防大島町大字東三浦一七〇	平成一九、四、一	
沖浦農村環境改善センター	大島郡周防大島町大字東三浦一七〇	平成一九、四、一	
油田農村改善センター	大字戸田九二九の九の六	大字伊保田一七六	" " " "

安高地区農事集会所	一九の三	大字東安下庄二	〃	〃	〃
正分地区農事集会所	八	大字西安下庄四二	〃	〃	〃
鹿家地区農事集会所	八の二	大字東安下庄四五	〃	〃	〃
周防大島町ふるさと館	〃	大字久賀四三一六	〃	〃	〃
橘ウインドパーク	二七の二四	大字西安下庄三九	〃	〃	〃
屋代山泉センター	七	大字東屋代二四二	〃	〃	〃
神領コミュニケーションセンター	〃	〃	九三一	〃	〃
小松コミュニケーションセンター	〃	大字小松一〇七五	〃	〃	〃
油宇集会所	〃	大字油宇八一一の	〃	〃	〃
小泊集会所	〃	大字小泊二二四	〃	〃	〃
むつみ荘	〃	大字土居一〇一三	〃	〃	〃
周防大島町椋野北地区学習会館	〃	大字椋野一八七一	〃	〃	〃
周防大島町浮島地区学習等供用施設	〃	大字浮島四九二の	〃	〃	〃
周防大島町西安下庄地区学習等供用施設	〃	大字西安下庄四四	〃	〃	〃
周防大島町原地区学習等供用施設	〃	大字東安下庄三〇	〃	〃	〃
周防大島町久賀福祉センター	〃	大字久賀九九六の	〃	〃	〃

平成十九年五月十八日印刷  
平成十九年五月十八日発行

発行人 所

山口県知事 山 口 県 報

定価一箇月 金二千七百円(送料共)